

弁理士情報公開のあり方について

1. 弁理士情報公開の趣旨と現状

(1) 弁理士情報公開の趣旨

弁理士は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願等に関する特許庁における手続等を専権業務としており、弁理士以外の者は、これらの業務を行うことができない（弁理士法第 75 条）。

弁理士は、士業である以上、ユーザーが弁理士を適切に選択できるよう、必要な情報を公開する責務がある。一方、日本弁理士会は、弁理士の強制加入団体であり、かつ、弁理士は日本弁理士会に登録することにより、弁理士としての業務を行いうる。とすれば、弁理士情報は、日本弁理士会がユーザーの視点に立ち、検索しやすい形で提供することが合理的である。

このように、日本弁理士会には、弁理士に関する情報を広く国民に提供し、弁理士に出願等の業務を依頼する者がこれらの情報を参考に、依頼内容にふさわしい弁理士を選択できるようにすることが求められている。

こうしたことから、平成 12 年の弁理士法の改正により、日本弁理士会の会則に定めるべき事項として、「日本弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定」が追加され、日本弁理士会において会員に関する情報の提供を行うべきこととされている（弁理士法第 57 条第 1 項第 12 号）。

また、日本弁理士会の内部規則においても、弁理士情報を広くユーザーに提供することについて規定している（日本弁理士会会則第 145 条等、「情報提供に関する規則」（会令第 48 号）第 1 条等）。

(参考 1) 弁理士法（第 75 条）

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令

で定めるものを除く。)又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を業とすることができない。

(参考2) 日本弁理士会会則(第145条)

本会は、次に掲げる情報を開示するものとする。

- (1) 予算、決算、事業計画その他の本会の運営に関する情報
- (2) 会員の業務における専門分野等に関する情報

(参考3) 情報提供に関する規則(第2条)

本会は、弁理士の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 氏名
 - (2) 登録番号
 - (3) 登録年月日
 - (4) 事務所の名称及び所在地
 - (5) 従たる事務所を有するは、従たる事務所の名称及び所在地
 - (6) 前2号の事務所における就業の形態
 - (7) 正副会長が指定した研修受講歴
- 2 前項に掲げるもののほか、本会は、弁理士の申告に基づき、次に掲げる情報を開示する。
- (1) 弁理士以外に有する資格、学歴又は専攻、弁理士試験合格時の論文試験における選択科目その他の業務における専門分野に関する事項
 - (2) その他本会が相当と認めた事項

なお、平成13年6月に報告が取りまとめられた「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」においても、日本弁理士会による研修の充実・強化の一環として、受講履歴の公表について、「新人研修、継続研修、法律研修等の受講を促すため、主要な研修については、弁理士毎に終了した研修を公表するなどの措置を併せて考えるべきである。また、それによりユーザーが弁理士の専門分野を把握し、個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択できるような情報提供の仕組みとすることが必要である。」とされている。

(2) 弁理士情報公開の現状

現在、ユーザーが弁理士情報を取得する手段としては、日本弁理士会による情報提供のほか、特許事務所が開設するウェブサイトによる情報提供が存在している。

日本弁理士会による情報提供

日本弁理士会のウェブサイト（<http://www.jpaa.or.jp>）で提供されている検索システム¹（以下、「弁理士ナビ」という。）では、以下の弁理士情報について検索を行うことが可能となっている。

- (a) 氏名，事務所名，事務所の所在地 他
- (b) 専門分野，技術分野，学歴 他

これらのうち、(a)については弁理士登録簿から取得しており、全会員についての情報が利用可能となっている。一方、(b)については、弁理士の自己申告に基づく任意の開示となっており、弁理士登録者数 6,695 人のうち、例えば、専門分野・技術分野については、情報の登録率は約 16%に留まっている。

（参考）「弁理士ナビ」情報登録項目（2006年3月20日現在：弁理士登録者数 6,695人）

登録 番号	会員 区分	氏 名	登録 年	事務所 住所	事務 所名	URL	技術 分野	専門 分野	学 歴	学 位	著作 論文	実 績	その他 資格

：必須項目、 ：任意項目

弁理士事務所のウェブサイトによる情報提供

多くの弁理士事務所が、ユーザーへの情報発信手段としてウェブサイトを活用している。情報の内容はサイトにより異なるが、中には弁理士の専門分野、技術分野等について詳細に開示されているものも見られる。しかしながら、個々の弁理士が自分の宣伝のために行うものであるため、広告的色彩が強く、一部には誇大広告とおぼしき内容のものも存在するとの指摘がある。

2. 問題の所在

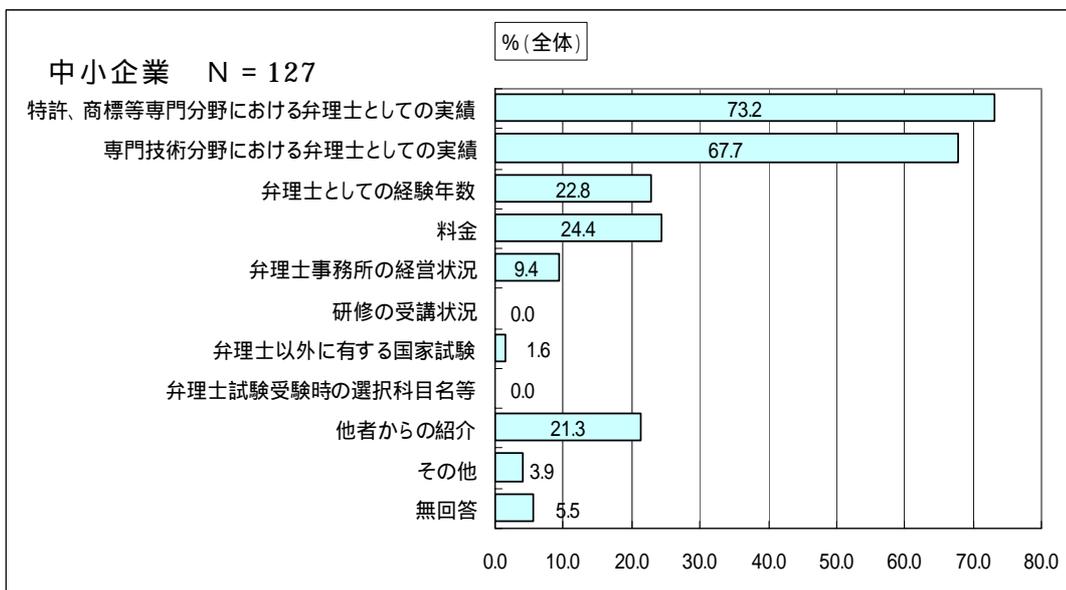
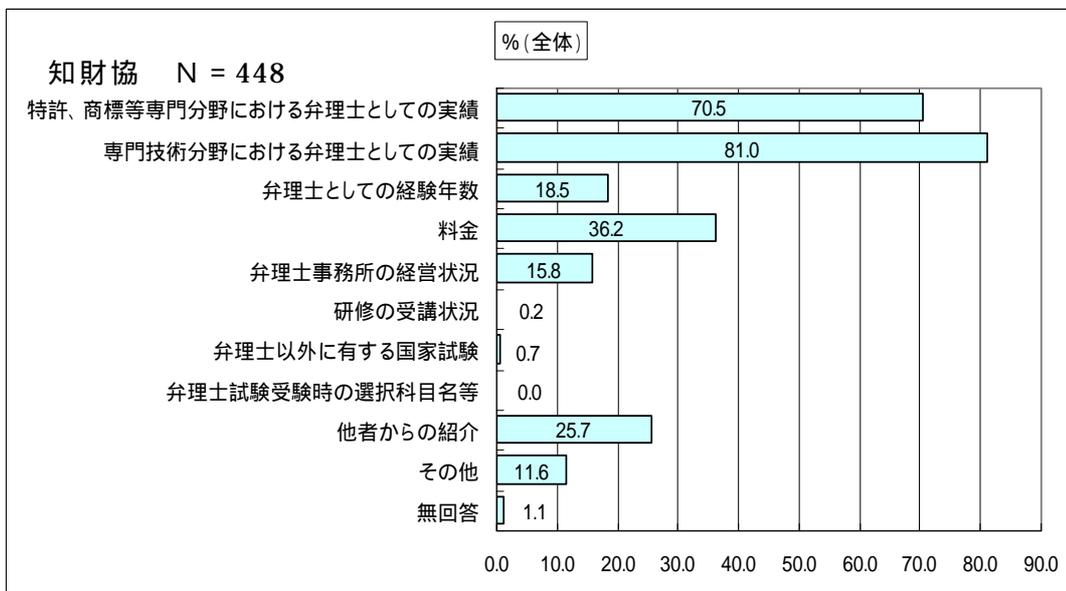
アンケート調査によると、ユーザーが弁理士を選択する際のポイントを挙げたものとして、「特許、商標等専門分野における弁理士としての実績」との回答が、約 71%あり、ユーザーにとって弁理士の「専門分野」や「技術分野」（以下、「専門分野等」という）といった情報が

¹ 従来の「弁理士リスト検索システム」に加え、平成 17 年 11 月からは「弁理士ナビ」の提供を開始し、ユーザー層や目的に合わせたナビゲーション方式での弁理士情報の検索が可能となっている。

重要であることが伺える。

(参考) 弁理士を選択するポイントについてのアンケート結果

弁理士を選択する場合のポイントとして考えられるのは何でしょうか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。



出典：知的財産研究所（平成 17 年 8 月） 第 1 回弁理士制度小委員会参考資料 2-1

一方、現状では弁理士ナビにおける専門分野等の情報の登録率は、上述の通り約 16% に留まっており、十分な情報提供がなされていないとの指摘がある。また、弁理士ナビにおける専門分野等の情報は自己申告に基づくものとなっているが、弁理士による技術分野毎の出願件

数といった、より客観的な弁理士情報の提供が必要ではないかとの指摘もある。

なお、「知的財産推進計画2006」(知的財産戦略本部)においても、中小企業等に対する一層の弁理士・弁護士情報の提供の必要性が指摘されている。

3. 論点

(1) 日本弁理士会による情報提供の拡大について

弁理士ナビへの専門分野等の登録及び公開は、自らの専門分野等に適合した依頼を受けやすくすることから、弁理士にとっても有益なものであると考えられる。

また、上記のとおり、弁理士の専門分野等に関する情報は、ユーザーが依頼する弁理士を選択する際に不可欠な情報であり、弁理士会の会則において、専門分野等に関する情報の登録を義務化することが適切ではないか。

この点、専門分野については、弁理士ナビでは自己申告に基づく専門分野等の情報が提供されているが、自己申告に基づく情報開示では情報の精度にばらつきが生じるおそれもあるため、所属する各弁理士毎に、例えば下記(a)～(c)のような客観的情報を提供することにより、ユーザーがより客観的な基準に基づいて判断することを可能とすべきではないか。

(a) 弁理士試験受験時の選択科目

(b) 出身大学等の学部、学科。修了、論文の有無。

(c) 国際特許分類(IPC)ごとの出願・査定件数

また、この他の情報については、例えば、(d) 研修の受講履歴 等が挙げられる。

このように、客観的事実に基づく情報(別紙)を義務的に記載する部分と自己申告に基づく記載部分とを明示的に分けて情報提供すべきではないか。

なお、これらの情報は個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)上の「個人情報」に該当する可能性があることから、個人情報保護法第15条及び第16条に抵触しないよう留意する必要がある。

こうした観点から、個人情報保護法の解釈について精査を行うとともに、ユーザーが弁理士に関する上記のような情報を入手し、依頼内容に最も適した弁理士を選択しうる環境整備を行うことが必要ではないか。

仮に、法令による根拠が必要である場合には、弁理士法において、上記情報の公開をより明確に義務化することも検討すべきではないか。

(参考資料 3-1：参考条文 個人情報の保護に関する法律
(個人情報保護法) 2 条、15 条、16 条)

(2) ウェブサイトによる情報提供の活用

特許事務所が開設するウェブサイト等については、これを更に活用することにより、専門分野等の弁理士情報をユーザーに提供することが可能と考えられる。

一方、誇大広告とおぼしき内容のものも存在するとの指摘もあることから、適正な広告となるよう規制の在り方についても検討する必要があると考えられる。

(3) 情報開示後の対応について

上述のように、情報開示は重要であるが、誇大広告等の出現による弊害のおそれもある。これに応じることができるよう、日本弁理士会は、苦情受付や相談窓口の設置等、何らかの対応を考えるべきではないか。

- ・ 情報公開をもっと進めるべきではないか。
- ・ 具体的には、日本弁理士会は、弁理士情報について、別紙のような事項について、客観的事項と任意記載事項に分けて、一般に提供すべきではないか(別紙参照)。
- ・ 情報公開を進めていくという前提で、個人情報保護法の解釈について精査を行うべきではないか。